

改 正 案

（設置基準）

第七十九条 法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 陸上空港等にあつては、特別の理由があると認められる場合を除き、着陸帯の等級別に、次の表に掲げる規格に適合した滑走路、着陸帯及び誘導路を有するものであること。

物との間隔	中心線と固定障害	誘導路の縦方向の				着陸帯の等級
		以上	トル	メー	・五	
		以上	トル	メー	・五	A
		以上	トル	メー	・五	B
		以上	トル	メー	三七	C
		以上	トル	メー	二六	D
		以上	トル	メー	二六	E
		以上	トル	メー	二六	F
		以上	トル	メー	二六	G
		以上	トル	メー	二〇	H
		以上	トル	メー	一五	J

（略）

四〇十四	（略）	2・3	（略）
（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）			

第二百九条の三 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げ

（傍線部分は改正部分）

現 行

（設置基準）

第七十九条 法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 陸上空港等にあつては、特別の理由があると認められる場合を除き、着陸帯の等級別に、次の表に掲げる規格に適合した滑走路、着陸帯及び誘導路を有するものであること。

害物との間隔	誘導路縁と固定障	（略）				着陸帯の等級
		以上	トル	メー	三九	
		以上	トル	メー	三九	A
		以上	トル	メー	三〇	B
		以上	トル	メー	三〇	C
		以上	トル	メー	二六	D
		以上	トル	メー	二六	E
		以上	トル	メー	二六	F
		以上	トル	メー	二六	G
		以上	トル	メー	一六	H
		以上	トル	メー	一六	J

る行為とする。

一 ロケット、花火、ロッケーンその他の物件を法第九十九条の二第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。）に打ち上げること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

廻を第一号の空域に揚げること。

四 模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号

の空域で飛行させること。

五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かって照射すること。

六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

2 (略)

第二百九条の四 法第九十九条の二第二項の航空機の飛行に影響を及ぼ

る行為とする。

一 ロケット、花火、ロッケーンその他の物件を法第九十九条の二第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域に限る。）に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項

の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

廻を第一号の空域に揚げること。

四 模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号

の空域で飛行させること。

五 可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かって照射すること。

六 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

七 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

2 (略)

第二百九条の四 法第九十九条の二第二項の航空機の飛行に影響を及ぼ

すおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロッケーンその他の物件を法第九十九条の二第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 イからハまでに掲げる空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

三 気球(玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

四 風を第一号の空域に揚げること。
模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

五 (略)

六 (略)

(飛行の禁止空域)

第一百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は

、次のとおりとする。

一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

すおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロッケーンその他の物件を法第九十九条の二第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ハ 地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

二 気球(玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。)を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三 (新規) 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
四 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
五 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イの空域で行うこと。

六 (略)

(飛行の禁止空域)

第一百三十六条 法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は

、次のとおりとする。

一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

二 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

三 前二号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域